

新型コロナウイルス感染症による働き方の新しいスタイルとBCP

株式会社NTTファシリティーズ総合研究所
EHS&S研究センター 上級研究員
酒井 修

前回のコラム「新型コロナウイルス感染症とBCP」から約3か月が経過した。

この間に、国内においては、4月7日に7都府県を対象とした緊急事態宣言（宣言期間～5月6日）が発令され、16日には宣言対象エリアを全国に拡大、5月4日には緊急事態宣言の5月31日までの期間延長がなされた。そして5月14日に39県が、5月21日には大阪、京都、兵庫が、北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉も5月26日に宣言解除となった。

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症の発生前の世界にはもはや戻ることはできない。地域ごとにその状況に合わせて段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこととなる。「新しい生活様式」への取組や、業種ごとに策定される感染拡大予防のガイドライン等の実践が前提となっている。

新しい生活様式の実践例として以下が示されている（一部略）。

（1）一人ひとりの基本的感染対策

- 1）感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い
- ・ 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける
 - ・ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用
 - ・ 帰ったらまず手や顔を洗う 等

2）移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ・ 帰省や旅行は控えめに
- ・ 発症したときのため、だれとどこで会ったかをメモする 等

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・ 「三密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・ 毎朝の体温測定、健康チェック
- ・ まめに手洗い、手指消毒 等

（3）日常生活の各場面別の生活様式

- ・ 買い物では、通販・電子決済の活用や、一人または少人数ですいた時間に実施 等
- ・ 公共交通機関の利用では、会話は控えめに、混んでいる時間帯を避ける 等
- ・ 娯楽・スポーツ等では、狭い部屋での長時間使用を避ける 等
- ・ 食事では、持ち帰りやデリバリーの活用、大皿は避けて料理は別々に 等

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務
- ・時差通勤でゆったりと
- ・オフィスはひろびろと
- ・会議はオンライン
- ・名刺交換はオンライン
- ・対面での打合わせは換気とマスク

企業においては特に「(4) 働き方の新しいスタイル」が喫緊の課題である。この実践例を参考に、業種ごとに各業界団体が「感染拡大予防ガイドライン」を定めている。事業の特性を踏まえたガイドラインとしているが、急いで作成されたものであることは明らかであり、実践しながら改善が進むものと考えられる。

すでに、働き方は大きく変わってきているのではないだろうか。業務効率に関する評価を待たなければならない企業もあるだろうが、テレワーク（在宅勤務）の拡大は勤務場所に関するこれまでの概念を変えた。通勤苦の解消やオフィス専有部分の縮小の可能性など、業務効率の低下を上回る効果が出る可能性も十分にある。スタートアップ企業においては、オフィスの持ち方の再検討から始めているところもあると聞く。既存企業においても見直しが進んでいくことは間違いない。

テレワークのみではコミュニケーションが不十分な場合、WEB 会議システムの性能向上や、サテライトオフィス需要が増えるといった派生的なニーズが顕在化するかもしれない。

従来型オフィスは知的生産を行う場として残るであろうが、広さを含めオフィスの内容は様変わりしていくのであろう。ブランド価値の高い都心のオフィスは健在でも、大企業の専有から中小企業の入居による小分割化が進むのではないだろうか。

このような状況のもとでは、地震などの自然災害に備えた BCP はどのように実行されていくのであろうか。通信回線が無事であれば、自宅が無事なテレワーク勤務者は BCP では活動可能な勤務者として扱われるかもしれない。一方、通信手段が途絶してしまえば、幹部であったとしても BCP 上は「行方不明者」として扱わなければならない。本人の生存確認や企業活動への復帰には、かなりハードルが高くなっているのではないだろうか。在宅でテレワーク中に災害に遭遇した場合、本人はどのように行動するのかといった BCP での策定事項も改善していかなければならない。

運悪く（?）、災害発生時に出勤していた数少ない社員は、BCP が旧来のままでは重い負担となって役割を担うことになる。大規模ビルでの自衛消防組織の活動、社員の無事の確認、ビル居残りの場合の生存確保のための資材管理等、総務部が不在であっても出社していた社員の誰かがリーダーシップを取って対応していかなければならない。テレワークやロー

テーション勤務が常態化したときには、BCPでの各役割が日々の出勤（出社）者に適切に割り振られ、その役割を出勤者全員が理解している仕組みが必要である。

(2020年5月27日 酒井 修)

※掲載された論文・コラムなどの著作権は株式会社NTTファシリティーズ総合研究所にあります。これらの情報を無断で複写・転載することを禁止いたします。また、論文・コラムなどの内容を根拠として、自社事業や研究・実験等へ適用・展開を行った場合の結果・影響に対しては、いかなる責任を負うものでもありません。

ご利用になりたい場合は、「お問合わせ」ページよりご連絡・ご相談ください。